22　特別法人事業税の「㉞のうち見込納付額㉟」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

23　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㊽」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

24　還付請求の「中間納付額㊾」の欄は、法第53条第32項又は第72条の28第４項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第９条の２又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

25～30　［略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号様式（その３）を次のように改める。

第六号様式（その３）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二条・第五条・第十条の二関係）

［［様式　別紙十　挿入］］

第６号様式（その３）記載要領

［１～７　略］

8　「法第72条の２第１項第１号ロ⑴又は⑵による加算後の額」の欄は、第６号様式別表４の４の「加算後の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額⑤」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を記載すること。

9～16　［略］

17　事業税の「令和６年改正法附則第８条第２項の控除額㊺」の欄は、第６号様式別表５の７の「控除額㉒」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を記載すること。

18　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㊸」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

19　還付請求の「中間納付額㊹」の欄は、法第53条第32項又は第72条の28第４項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第９条の２又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

20　事業税の「㊶のうち見込納付額㊻」の欄は、法第72条の25第３項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）又は第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

21　特別法人事業税の「法第72条の２第１項第１号に掲げる事業の基準法人所得割額㊽」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉜」又は「軽減税率不適用法人の金額㉝」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

22　特別法人事業税の「法第72条の２第１項第２号に掲げる事業の基準法人収入割額㊿」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊴」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

23　特別法人事業税の「法第72条の２第１項第３号に掲げる事業の基準法人収入割額(51)」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊼」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑩」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

24　特別法人事業税の「法第72条の２第１項第４号に掲げる事業の基準法人収入割額(52)」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊸」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑫」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

25　特別法人事業税の「㊶のうち見込納付額(53)」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

26～31　［略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号様式別表五の二を次のように改める。

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［［様式　別紙十一　挿入］］

第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の２記載要領

［１～４　略］

５　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊾」とあるのは「（第６号様式㊾－別表10⑨）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表10⑨）」と読み替えて計算した金額を記載すること。